

(広報資料)



令和3年4月16日

子育て支援・健全育成・子どもが  
学び育つ活動など大募集！！

京都市子ども若者はぐくみ局

はぐくみ創造推進室

TEL 075-251-0457

## 「京都はぐくみ憲章 実践推進者表彰」に係る対象者（個人・団体）の募集について

子どもの健やかで心豊かな育ちのために大人としてどう行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」。

この憲章の実践（はぐくみアクション）の輪を一層広げるために、モデルとなる活動や先進的で特色のある活動などをされている個人・団体を募集し、「実践推進者」として表彰しますので、お知らせします。

記

### 1 「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」の募集

#### (1) 対象

京都市内において、京都はぐくみ憲章の実践活動に取り組む個人又は団体（企業、NPO、地域活動団体等）

#### (2) 応募方法

ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000282899.html>）又は、区役所、支所、図書館等の窓口で4月30日（金）から配布する応募用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、郵送、持参、FAX又はEメールにて御応募ください。

なお、応募については自薦、他薦を問いません。ただし、推薦の場合は、御本人・団体の了承を得た上で御応募ください。

#### (3) 被表彰者

- 「京都はぐくみ憲章」の実践活動として他の模範となり、憲章の実践を推進する気運の醸成に貢献すると認められる個人・団体を表彰します。
- さらに、その中でも特に顕著な功績があると認められる者（個人・団体）を「大賞」として表彰します。

#### (4) 表彰の内容

10月（予定）に表彰式を行い、表彰状を進呈します。「大賞」対象者には、副賞（トラフィカ京カード又は図書カード（選択制、1万円相当））を進呈します。表彰の対象となった取組は、京都市ホームページ等で広報します。

(5) 被表彰者の決定

「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」において選考を行います。

**2 募集期間**

令和3年4月16日（金）から5月20日（木）まで（必着）

**3 応募・問合せ先等**

子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室（はぐくみ文化創造発信担当）

住所 〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町5 5 2

明治安田生命京都ビル4階

電話 075-251-0457 FAX 075-251-1616

Eメール [hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp](mailto:hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp)

